

吹田市都市公園法施行条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(公園施設の建築面積の都市公園の敷地面積に対する割合)</p> <p>第3条 -----略-----</p> <p>2 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第2項から第5項までに定めるとおりとする。</p>	<p>(公園施設の建築面積の都市公園の敷地面積に対する割合)</p> <p>第3条 -----略-----</p> <p>2 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第2項から第6項までに定めるとおりとする。</p>